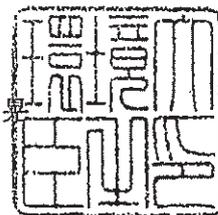


諮問第358号
環水大水発第1308301号
平成25年8月30日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
石原 伸



水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）別表2（生活環境の保全に関する環境基準）に定める環境基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、昭和46年に設定され、その後全窒素及び全燐が追加された。また、平成15年11月には水生生物の保全に係る環境基準が追加されているところである。

有機汚濁等の生活環境項目環境基準については、特に湖沼や閉鎖性海域において達成率が低く、また、水域によっては、水生生物等の生育及び生息に障害となる貧酸素水塊が発生するなどの課題を抱えている。また、国民の実感にあった分かりやすい指標について求められており、環境基本法第15条第1項の規定に基づき平成24年4月に策定された環境基本計画においては、「底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る」とされている。

このため、下層溶存酸素及び透明度等、より国民の実感にあった分かりやすい指標により、望ましい水環境の状態を表すことで、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施する必要がある。

本諮問は、こうした観点から、生活環境項目環境基準の追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（背景と概要）

1 海域における生活環境の保全に関する環境基準について

設定年度	項目
昭和 46 年	pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）
平成 5 年	全窒素（T-N）、全磷（T-P）
平成 15 年	全亜鉛
平成 24 年	ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

2 閉鎖性海域中長期ビジョン

（平成 22 年 3 月 閉鎖性海域中長期ビジョン策定に係る懇談会（環境省））

- 閉鎖性海域における水質改善の効果を判断する指標として、COD、T-N及びT-Pを主に用いてきた。
- 環境基準における「生活環境」では、単に人の生活及び人の生活に密接な関係のある財産ばかりでなく、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をも含めることとしている。
- こうした中、現行の環境基準について、主に以下のような課題が抽出された。

①濃度の高低によって生物及びその生育環境が良好であるかを判断できない

COD：有機物による水の汚れを表す指標だが、閉鎖性海域に生育・生息する生物に直接影響を及ぼすものではない

T-N、T-P：内部生産を抑止する観点では低いことが望ましい一方、生物の再生産に重要な役割を担っている藻場等の海藻草類にとっては必要不可欠

②市民が体感できるなどの直感的で理解しやすい指標とは言いがたい

3 第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 環境省）

底層における水生生物の生息、水生植物の生育への影響、新たな衛生微生物指標などに着目した環境基準等の目標について調査検討を行い、指標の充実を図る。

4 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（諮問）

（平成 25 年 8 月 環境省）

下層溶存酸素、透明度等、より国民の実感にあった分かりやすい指標により、望ましい水環境の状態を表すことで、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施する必要があるとして、生活環境項目環境基準の追加等について中央環境審議会に諮問。

底層DO：貧酸素水塊による生物への影響を軽減し、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施するために必要な指標。

透明度：生物の再生産、水質の浄化等に重要な役割を担っている藻場の保全・再生に向けて必要な指標。また、良好な水環境であるかを市民が体感しやすく、親水利用の観点からも必要な指標。

（出典：閉鎖性海域中長期ビジョン）